

建不第113号  
令和2年4月21日

各関係団体の長様

千葉県県土整備部建設・不動産課長  
(公印省略)

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新たな措置内容について（依頼）

本県の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく措置内容につきましては、御理解・御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

県では、4月7日の国による新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という）に基づく緊急事態宣言を受け、同日、特措法第45条第1項に基づき県民に外出の自粛要請を実施するほか、4月14日には特措法第24条第9項に基づき県が対象とした施設の管理者及び業界団体向けに5月6日まで施設の使用制限やイベント開催の停止について協力を要請してきたところです。

県内における感染症の患者数が未だ増加している状況に鑑み、別添のとおり4月18日から5月6日までの間、追加措置として県内の食堂、レストラン、喫茶店、居酒屋等における19時以降の酒類の提供自粛を要請することにいたしました。

つきましては、本追加措置の趣旨を御理解いただき、措置内容が実効あるものとなるよう貴団体の構成員の皆様に県が実施する追加措置内容を速やかに周知いただきますよう御協力をお願いいたします。

県としては、感染症拡大を防止し、一日も早く終息できるよう引き続き取り組んでまいりますので御理解・御協力いただきますよう重ねてお願いいたします。